



## 中央会の主な事業等活動予定（12月）

令和元年11月13日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
12/3	火	<u>組合後継者等育成事業（青年部交流会）</u> 対象：千葉県中小企業団体青年中央会	工業連携支援部 ☎043・306・2427
12/4	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：協同組合シー・ソフトウェア	
12/4	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県木材市場協同組合	
12/9	月	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県生コンクリート工業組合	
12/9 23	月	<u>組合後継者等育成事業（青年部研究会）</u> 対象：協同組合千葉電設協会	
12/22	日	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県鍼灸マッサージ協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
<b>■ 組合等基盤強化事業</b>			
12/12	木	<u>地域組合等活動支援事業</u> 対象：海匝・銚子地域組合懇談会	工業連携支援部
<b>■ 団体等運営支援事業</b>			
12/3	火	<u>千葉県中小企業団体青年中央会 組合青年部千葉県大会</u>	工業連携支援部
12/5	木	<u>千葉県商店街振興組合連合会 計画策定事業</u> 対象：八街駅南口商店街振興組合	商業連携支援部
12/6	金	<u>千葉県中小企業団体事務局責任者協会・千葉県中小企業組合士会 視察研修（合同開催）</u>	経営支援部 ☎043・306・3282 業務推進部 ☎043・306・3283
12/17	火	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 第2回知財ビジネス研究会</u>	工業連携支援部



### 千葉県中小企業団体中央会

### 令和2年 中小企業団体千葉県新春交流会

令和2年 1月24日（金） 15:30～18:00

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉市美浜区ひび野 2-120-3

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、「令和」になって初めて迎える新年の抱負等をご歓談いただき、会員皆さまの相互交流を一層深めていただけるよう開催するものです。つきましては、関係者の皆さまに多数ご参加いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

◎本交流会の開催案内および参加申込書等は、本誌10月号に同封しておりますので、ご確認ください。本件に関するお問合せは、本会総務部までお願いいたします（TEL 043-306-3281）

## 事業の概要

補助事業名	平成30年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	船橋総合卸商業団地協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	飯ヶ谷 岐美夫	住所	船橋市高瀬町 62-2
	設立	昭和 52 年	業種	卸売業中心の異業種
	組合員	27人		
テーマ	組合員の労務管理体制について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専門家	浅山社会保険労務士事務所 代表 浅山雅人 (社会保険労務士)			

## 背景と目的

平成30年度に船橋総合卸商業団地協同組合におきまして、「組合員の労務管理体制」をテーマにした連携組織活性化研究会の内容を報告させていただきます。

厚生労働省が令和1年6月26日に発表した「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」において、相談件数の25.6%は、「いじめ、嫌がらせ」でトップとなっており、「解雇(10.1%)」「労働条件の引き下げ(8.4%)」「退職勧奨(6.5%)」と比較しても群を抜いており、この傾向はこの数年間続いております。

このように労務管理上で最優先課題として取り組むべきは、「ハラスメント対策」となっています。そこで、「ハラスメント対策」を講じるうえで大切な7つのポイントを解説します。

## 事業の活動内容

## ① トップのメッセージ

・ハラスメントは、企業のトップから全従業員が取り組む重要な会社の課題であることを明確に発信しましょう。

・ハラスメントの防止が、なぜ重要なのか、その理由についても明確に伝えましょう。

## ■ トップのメッセージの効果

企業として「職場のハラスメントはなくすべきものである」という方針を、トップのメッセージの形で明確に打ち出すことが望まれます。組織として、そのような方針が明確になることにより、相手の人格を認め、尊重し合いながら仕事を進める意識が育まれます。組織の方針が明確になれば、ハラスメントを受けた従業員やその周囲の従業員も、問題点の指摘や解消に関して発言がしやすくなり、その結果、取組の効果がより期待できます。

## ② ルールを決める

・罰則規定の適用条件や処分内容、また、相談者の不利益な取扱いの禁止などを明確に定めましょう。

・ルールは、従業員にとって分かりやすく、できる限り具体的な内容としましょう。

就業規則などにルールを盛り込む場合には、事前に労働組合や労働者の代表などの意見を聴くことが求められています。就業規則の変

更の目的や意義を十分伝え、意見交換した上でルールを決めましょう。

・就業規則を変更した場合は、その内容の周知が義務付けられています。従業員への説明会や文書の配布なども忘れず実施しましょう。

## ■ ルールの種類

就業規則その他の職場の服務規律等を定めた文書で、ハラスメント行為を行っていた者については、懲戒規定等に基づき厳正に対処する旨を定めます。このとき、ハラスメント防止についてより詳細な規定を定めたい場合は、就業規則に委任の根拠規定を設けて、ハラスメント防止規程を定めることも有効です。

## ③ 社内アンケートなどで実態を把握する

・アンケートでの実態把握は、対象者が偏ることがないようにしましょう。より正確な実態把握や回収率向上のために、匿名での実施が効果的です。

・従業員向けの相談窓口を設置している場合は、アンケートと併せて必ず相談窓口を紹介しましょう。

・アンケート以外の方法として、安全管理者や産業医によるヒアリ

ングや、評価面接など個人面談の際に自己申告項目に入れるなど、複数の方法で行うことも有効です。

## ■実態把握の方法とタイミング

職場のハラスメント防止対策を効果的に進められるように、職場の実態を把握するためのアンケート調査を早い段階で実施します。アンケート調査は、ハラスメントの有無や従業員の意識の把握に加え、ハラスメントについて職場で話題にしたり、働きやすい職場環境づくりについて考える貴重な機会にもなります。

## ④教育をする

・教育のための研修は、可能な限り全員が受講し、かつ定期的に実施することが重要です。中途入社に従業員にも入社時に研修や説明を行うなど、漏れなく、全員が受講できるようにしましょう。

・管理監督者と一般従業員にけた階層別研修の実施が効果的です。ただし、企業規模が小さいなどの場合は、管理監督者と一般従業員が一緒に研修を受講してもよいでしょう。

・研修内容には、トップのメッセージ内容を含めるとともに、会社の

ルールの内容、取組の内容や具体的な事例を加えると効果的です。

## ■教育のための研修の内容

予防対策で最も一般的で効果が大きいと考えられる方法が、教育のための研修の実施です。研修は、可能な限り対象者全員に受講させ、定期的に、繰り返し実施するとより効果があります。

## ⑤社内での周知・啓蒙

・組織の方針、ルールや相談窓口などについて、積極的に、周知に取り組みましょう。

・計画的かつ継続した周知を実施していきましょう。

## ■周知の方法

ハラスメントの防止に向け、組織の方針、ルールなどとともに、相談窓口やその他の取組について周知することが必要です。この周知は、単にポスターなどで伝えるだけでなく、会社が本気で取り組んでいることや、その取組内容を理解してもらえるものでなければなりません。

ハラスメントの定義、具体的な例などを盛り込む

一・人権の尊重、働きやすい職場づくり、組織の活性化、人材の

維持／定着率の向上など

一・組織の停滞、従業員相互間の不信感の増大、人材の流出、業績への影響など

## ⑥相談や解決の場を提供する

・従業員が相談できるように相談窓口を設置しましょう。

・相談しやすくなるために、相談者の秘密が守られることや不利益な取り扱いを受けないこと、相談窓口でどのような対応をするかを明確にしておきましょう。

## ■相談窓口の設置

従業員が相談しやすい相談窓口を設置し、できるだけ初期の段階で気軽に相談できるしくみを作りましょう。相談窓口には、内部相談窓口と外部相談窓口があります。それぞれの窓口がハラスメントを含めたさまざまな相談に対応できると、相談しやすくなります。

## 【内部相談窓口の設置（例）】

①管理職や従業員をハラスメント相談員として選任して相談対応、  
②人事労務担当部門、③コンプライアンス担当部門／監査部門／法務部門

## 【外部相談窓口の設置（例）】

弁護士や社会保険労務士の事務

所、メンタルヘルス、健康相談、ハラスメントなど相談窓口の代行を専門に行っている企業。

## ⑦再発防止のための取組

・再発防止策は予防策と表裏一体です。予防策に継続的に取り組むことが再発防止につながります。

・取組内容の定期的検証・見直しを行うことで、より効果的な再発防止策の策定、実施に取り組みましょう。

## ■職場環境の改善のための取組

ハラスメント行為の防止に当たり、職場環境の改善のための取組を行います。ハラスメントが起きってしまう要因には、例えば職場内のコミュニケーションや人間関係の希薄化、長時間労働の恒久化が考えられます。コミュニケーション不足により、異質なものを排除する風土が生まれ、また長時間労働による疲弊がハラスメントへとつながっていき可能性があります。このような状況が考えられる場合は、職場内のコミュニケーションの強化や長時間労働対策を行うなど、職場環境を改善することがハラスメントの予防にもつながります。

（社会保険労務士 浅山 雅人）

テーマ 共同事業の新展開ー新規事業の実施

## 平成31年開催の茨城国体開催を契機に、官公需の共同受注実現へ

### 茨城県屋外広告美術協同組合

県や中央会等の関係機関と密に連携を取りながら、理事長を中心に組合が自ら動くことで、茨城国体という好機を逃さず、需要創出と組合のPRに成功した。

#### 背景・目的

平成31年開催の「いきいき茨城ゆめ国体」「いきいき茨城ゆめ大会(障害者スポーツ大会)」(以下「茨城国体」という)の開催を控え、屋外広告物や看板、横断幕の発注が本格的に増加することが想定された。そこで、組合自らが受注の主体となり、茨城国体関連の屋外広告物を共同受注することを目指した。

#### 取組みの手法と内容

本事業は、2年以上前から国体を見据えて、キーマンである理事長の強力なリーダーシップのもと、県や中央会と準備を進め、事業内容に共同受注を追加。「指名競争入札」

の参加資格を取得し、組合内に官公需特別委員会を立ち上げた。

受注までの流れは、①指名入札(見積り依頼)、②担当委員に連絡、③5支部の支部長に見積り依頼、④総括委員会で精査、⑤正式な見積書を作成、⑥入札(見積書提出)、⑦落札(受注)、⑧制作設置(納品)、⑨担当者の専任(支部長一任)、⑩完了届の確認・請求書提出、となっている。

共同受注事業を推進するための働きかけや、茨城国体のオフィシャルサプライヤーとなったことで、組合及び組合員の存在を関係機関・団体に強く周知でき、その認識が高まった。また、茨城県の屋外広告物条例を主管する担当課ともより密接な関係を築けたという相乗効果もみられる。今後は、看板の落下事故防止のための組合による調査・点検・除去等事業の受託に向けた取組みや道路上にAEDの設置を示

す表示、歩道上の違反広告や景観を損なう広告物、経年劣化サイン等を見て歩き点検する「タウンミーツィング」を行う等して、提案型の受注に重きを置き、共同受注を活性化していきたいと考えている。

#### 成果とその要因

組合で培った団結力のもと、理事長の力強いリーダーシップにより、県や中央会と官公需に関する準備を周到に進めた結果、組合内で意思統一が進み、組合で共同受注できる体制が整った。茨城国体を様々な観点から捉え、需要創出や組合PRに知恵を絞る、実現へと結びつけた行



茨城国体の階段広告 (JR勝田駅)



FPR製のいばらっきーと茨城国体までの  
カウントダウンボード

動力が事業成功の大きな要因と言える。

#### 茨城県屋外広告美術協同組合

住所：〒310-0852  
茨城県水戸市笠原町1191-1  
設立：昭和37年12月  
出資金：1,260千円  
電話：029-243-8655  
URL：http://www.ibakoubi.com/  
業種：屋外広告業  
組合員：56人

**Q=中小企業組合を実質的に支配している者が、中小企業組合運営において独断、暴走、あるいは背任したり、逆に無関心であるときなど、中小企業組合運営がこれらにより害されないため、中協法にはどのような規定がありかすか？**

**[ A ] 中協法は、「役員」や「代表理事」の行為が適正であることが確保されるように、次のように規定しています。**

- 1) 役員は、定款の定めるところにより総会において選挙され、その選挙権は、定款で別に定めている場合の協業組合を除き、組合員が出資額に拠らず1人1票を持つこと（中協法第11条第1項）。
- 2) 役員任期が制限されていること（理事は2年以内、監事は4年以内で定款に定める期間）（中協法第36条）。
- 3) 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を行わなければならないこと。それに対し、監事は理事の職務の執行を監査する権限を有し（監査権限限定組合を除く）、組合員は、理事の法令や定款等に対する違反行為に対し、行為をやめることを請求することができること（中協法第36条の3）。
- 4) 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこと。また、理事会の決議にあたり、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこと（中協法第36条の6）。
- 5) 理事が組合と契約等を行う場合、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと（中協法第38条第1項）。
- 6) 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと（中協法第38条の2第1項）。
- 7) 理事は、監事の監査を受けたいうで理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書について、監事の意見を記載した書面を添えて総会の承認を求めなければならないこと（中協法第40条）。
- 8) 組合員は、総組合員の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の同意を得て、会計帳簿等の閲覧等を請求することができること（中協法第41条第3項）。
- 9) 組合員は、総組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の連署をもって、役員改選を請求することができ、総会において出席者の過半数の同意により、その請求に係る役員は、その職を失うこと（中協法第42条第1項）。
- 10) 組合員は、総組合員の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上の同意を得て、総会の招集を請求することができ、理事が総会招集の手続きをしないときは、行政庁の承認を得て組合員が総会を招集することができること（中協法第47条第2項、第48条）。
- 11) 定款変更、規約等の設定または改廃、毎事業年度の収支予算および事業計画の設定または変更等は、総会の議決を必要とし、その議決権は、定款で別に定めている場合の協業組合を除き、組合員が出資額に拠らず1人1票を持つこと（中協法第47条第2項）。
- 12) 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと（中協法第53条の2）。
- 13) 組合員等は、次の場合、総会の決議の日から3ヶ月以内に当該決議の取り消しを請求することができること（中協法第54条で準用する会社法第831条）。
  - ① 総会の招集や決議の方法が法令・定款に違反し、または著しく不公正なとき
  - ② 総会の議決の内容が定款に違反するとき
  - ③ 総会の議決について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたとき

株式会社は社外取締役の強化などで多様にコーポレートガバナンスを強化している一方、組合はこのような制度はないものの認可団体であることから、組合が法令等に違反する疑いがある場合、組合員による認可行政庁への検査請求（中協法第105条）、行政庁による組合からの報告の徴収（同第105条の3）、行政庁による組合の業務及び会計状況の検査（同第105条の4）、行政庁による組合の法令等の違反に対する処分（同第106条）があり、これが株式会社にはない組合特有のガバナンスであるとと言えます。

中小企業組合を実質的に支配している者とは、「役員」や「代表理事」と推量されますが、本件のような、独断、暴走といった事態に至らないよう、組合員が常に事業活動に関心を持つことが肝要です。

**【出典】 組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）**

テーマ

砂糖不使用和菓子の販売開発

## 千葉県菓子工業組合 組合員企業

## 有限会社 福一

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が認められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

## 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成）／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

## 申請のいきなりは？

当社は、昭和50年10月に設立しました。自家製の「館」にこだわり、我孫子や隣接する市町村

の和菓子屋の中で唯一「館」の豆を炊くところからすべて手作りしている和菓子店です。地域貢献の一環として我孫子の銘菓を作る事にも熱心に取り組み、そして誕生した銘菓が「文学焼」であり、我孫子市ふるさと産品として我孫子のお土産として喜ばれています。

近年、健康志向の高まりを受け、砂糖不使用の和菓子への要望が増えていることなどから、今回、生産性及び経営力向上を図るために経営革新計画を申請しました。

## テーマは？

1. テーマ

『砂糖不使用和菓子の開発販売』

2. 計画期間

▽平成29年11月～令和3年4月（4年計画）

## 新たな取り組みの特徴は？

## ●従来の問題点

当社には、高い技術力と表現力で多くの賞を受賞している和菓子職人がおり、和菓子1級技術士（国家資格）、技能検定員（和菓子製造技術）などを所持し、厚生労働省公認「ものづくりマイ

スター」の資格も持っています。また、同業者を

対象とした講習会の講師を務め、「喋れる和菓子職人」として全国を渡り歩いています。その中で、県外の和菓子製造会社より砂糖不使用の本格和菓子の開発・製造の支援を依頼され、「どら焼」などの試作を行いました。県外の和菓子製造会社にて現在も試作段階ですが、上白糖の代替品としてエリスリトール（希少糖）と羅漢果（果実）などを混合し液状にした製品（以下、糖液）の開発を行っています。開発で培ったノウハウを駆使して当社でも商品開発することが可能であり、当社の主力商品である「文学焼」と「饅頭」を砂糖不使用和菓子として応用し、当社の顧客要望に対応しようと考えています。しかし、新製品の開発と量産体制の構築を行うために次の問題点を抱えています。1つ目は、現状の糖液は試作段階のものではあるが、「文学焼」や「饅頭」の焼菓子の製作においては十分活用できるものの、砂糖を不使用にした製品にした場合はパサつく傾向があり、配合等の問題点を改善する必要があること。2つ目は、文学焼の食感にとって必要不可欠である求肥（白玉粉を蒸して白砂糖、水飴を加え、加熱しながら半透明になるまで練り上げ

た餅菓子)の50%が砂糖で構成されていることから白砂糖を使用しない求肥の開発が必要。3つ目は、饅頭の製餡↓生地作り↓包餡・形成↓焼成↓包装の工程の中で生地作りや焼成は、一度に製造できるのに対して1時間に100個しか手作業での包餡ができず、ボトルネック工程になっており、1,000個以上の饅頭の生産の新たな生産体制の構築が必要となります。

▼注1: エリスリトール (erythritol) とは、甘味料の一種です。ぶどう糖を原料に酵母の発酵によって製造されます。低エネルギーで虫菌になりにくい甘味料として加工食品に利用され、特に低カロリー飲料水、ガム、チョコレート、飴などの商品に使われています。

▼注2: 羅漢果 (ラカンカ) とは、中国南部の広西チウワン族自治区が原産のウリ科の多年生つる植物で、果実はきわめて強い甘味を持ち、コクのある独特の風味が特長です。肥満予防に有効として注目されている「高純度 羅漢果エキス」は、砂糖の約300倍の甘さがあり、肥満予防の他にも糖尿病の方々の食事療法に適した天然系の甘味料として有用な食品です。

### ○新たな取り組み

当社は、問題点を解決して砂糖不使用和菓子の開発を行い、量産化を行うために以下の取り組みを行います。

① 県外和菓子製造会社と協力して和菓子仕様(エリスリトールによるザラツキを無くした)の糖液を開発し、試作研究で培った糖液の使用ノウハウを活用して自社独自で砂糖不使用の焼菓子の開

発を行う。具体的には、当社の主な製品である「文学焼」と新たな製品として「ミルク饅頭」の材料配合の調整を行い、糖液とのバランスの取れた商品として開発を実施します。

② 「文学焼」の餡の中に挟まれている求肥については砂糖を使用しない製造を行います。求肥の50%は砂糖で構成されているため、糖液に加えてプロピレングリコール脂肪酸などの乳化剤を使用して代替品の開発を行います。「文学焼」には求肥は不可欠であり、代替品を開発することで商品価値を維持します。

③ ミルク饅頭のボトルネック工程の効率化を行うために生産体制を見直し、設備を導入します。現在は手作業で行っている包餡工程を自動化させ生産性を向上させ、現状は100個/hの生産量を600〜1,200個/hに改善することを目標とします。

砂糖不使用の和菓子は、価格面では通常の約1.8倍になる予定ですが、砂糖不使用な洋菓子の価格も約2.0倍になっていることからニーズに対応した商品提供による市場性はあるものと考えています。

### 今後の事業展開は?

上白糖の代わりに甘みを出すことができる糖液を使用することで、糖やカロリーを気にしている高齢者や肥満の方々が気にせず和菓子を食べることが可能です。今後、糖液を上生和菓子に対応できるように改良した上で、現在、当社の技術力を評価されているご贈答用の菓子ケーキ

(上生菓子)について砂糖を使用しない商品とすることでラインナップを増加させます。さらに、現在は消極的になっているHP上での訴求やECにも注力し、またタウン誌や展示会での積極的な広報活動を行い、認知度の向上を図ることで、新規顧客の獲得と商圏拡大を図り売上拡大を目指します。

### 社長の一言

経営革新計画を立てることで計画のロードマップが作られ、目標がハッキリして経営が楽しくなりました。おかげさまでものづくり補助金も採択され、順調にお店を運営できるのは経営革新を取れたことが大きかったと思います。

### 中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお問い合わせします ☎04333063282

### 企業プロフィール

- 【団体名】 千葉県菓子工業組合
- 【企業名】 有限会社福一
- 【代表者】 池田 尚史
- 【所在地】 我孫子市湖北台8丁目6番2号
- 【電話番号】 04-718838-0160
- 【従業員数】 4名
- 【業 種】 パン・菓子製造業
- 【URL】 <https://www.fukuichi.biz/>
- 【承認年月日】 平成29年10月31日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

令和元年10月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は10から5に減少。「減少した」業種は4から9に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から6に減少。「減少した」業種は11から10に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は6から1に減少。「悪化した」業種は9から12に増加。

### 前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は7から4に減少。「減少した」業種は8から10に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から7に減少。「減少した」業種は10から13に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は6から5に減少。「悪化した」業種は13から16に増加。

## 製造業

【しよう油・食用アミノ酸製造】**【県内全域】**

消費税増税の影響により、売上が減少した。

【漬物製造】**【県内全域】**

台風、大雨の影響で売上が前年同月比より減少した。

【パン・菓子製造】**【県内全域】**

台風15号の停電の影響で冷蔵庫、冷凍庫の材料、製品等を廃棄処分とした組合員が約90件に上る。また、倉庫の屋根が飛び、雨漏りにより、包材、材料の廃棄処分した組合員も多数見られる。

【酒類製造】**【県内全域】**

日本酒の出荷量は、前月比増加となったが、前年同月比は減少となった。

【牛乳小売】**【県内全域】**

台風15号、19号の影響で千葉県の乳業メーカーは一部の工場が停電し、2〜3週間にわたり操業停止となった。そのため、酪農家は生乳の廃棄、牛乳販売店では顧客へ配達が出来ない店舗もあった。

【繊維工業】**【県内全域】**

台風15号の影響により、テント・看板等の補修工事が増えている。

【木材・木製品製造】**【県内全域】**

台風による災害後に木材の動き

が良い所と悪い所が出てきている。

【製材】**【木更津】**

アメリカ及びカナダから材木船が1艘入港し、在庫が増えた。

【印刷】**【県内全域】**

全国的に印刷業者の倒産が相次ぐ。また、印刷用紙の不足が続いている。

【電気めっき】**【県内全域】**

先月に引き続き、今月の景況も芳しくない。

【鉄工】**【千葉】**

当組合が半期毎に実施している組合員各社の事業所動向調査によると、「景況感」を悪いとする組合員数が半期前より大きく増加し、景気の落ち込みが如実に現れている。また、「設備稼働率」「収益状況」も不芳の状態が続いている。

【機械部品製造】**【野田】**

台風や大雨の影響により売上減となり、業界に関係無く全体的に悪くなっている。

【機械部品製造】**【流山】**

業種により売上が減少しており、景況は悪いようである。全体的な雰囲気としては、不透明感が強まっている感がある。

## ■機械部品製造

【柏】

半導体、自動車、工作機械等の生産の減速を受け、全体的には、景況は良くない。

## ■金属製品製造

【船橋】

台風の影響で、客先に部品調達の支障が出て、11月より大幅な減産となり、景況は急激な悪化の見込みとなる。

## ■採石

【県内全域】

台風15号の影響で一時出荷出来ない時期があり、前月比で減少となったが、東京都港湾局発注の南海面処分場や国土交通省関連の南北線事業で必要な採石の出荷が始まり、ようやく本格的な操業となり、全体での出荷量は前年同月比の246.9%と持ち直してきた状況である。

## ■土砂採取

【県内全域】

一部の地域によっては、生コンの出荷が前年比を上回っているが、その他の地域は前年比を下回っており、骨材需要も乏しい状況である。また、台風15号、19号による停電の影響で生産停止により出荷調整の事業者もある。

## ■非製造業

## ■食肉卸売

【千葉市他】

機械の改修工事が多く、財務状

況が悪化している。

## ■リサイクル卸売

【県内全域】

需給バランスが崩れており、価格が下落し、売上が極端に落ちている。

## ■青果卸売

【千葉市】

先月に続き、台風の被害により、青果物の単価上昇が少し見られたが、今後の秋冬野菜の生育状況により、価格への影響が大きくなりそうである。

## ■自動車解体

【県内全域】

先月に続き、台風19号と豪雨被害の影響で十分な稼働が出来ていないが、水没車、風災車などの処理が進んできて、自動車の廃車の入庫はやや上向きになっている。

## ■卸売

【茂原】

消費税の増税に伴い、消費が不安定である。また、豪雨被害で茂原地区は水害の被害を受けた。

## ■電気機器小売

【県内全域】

白物家電の買い替え需要で売上はあるが、購買意欲は低い。

## ■青果小売

【千葉市】

台風の影響で営業できない店舗が多数あったため、売上は前年を下回った。また、青果物の入荷も不安定な品物も出始めており、今後に不安を残している。

## ■中古車仕入・販売

【県内全域】

消費税増税の影響により、売上の減少が懸念されたが、大きく落ち込んでいない様である。また、台風の影響で被災した自動車の買い替えも発生しているため、商品の仕入れに苦労している。

## ■小売

【東金】

台風、大雨の影響で、建物被害、近隣の被害、増税が重なり、消費マインドの低下が顕著に出てきている。全業種が昨年を大きく下回ってしまった。この影響が年末まで続くと大変な1年になってしまいます。また、組合員の資金繰りの厳しい状況が続いているとにも人手不足も続いている。

## ■小売

【野田】

消費税の増税に伴い、月初めに売り場は多少混乱したが、特に大きな問題は無かった。

## ■青果小売

【松戸】

相次ぐ台風の影響により、青果物の品不足で価格が高騰している。

## ■小売・サービス

【柏】

消費税増税と台風の影響で臨時休業などもあり、売上が大幅に減少した事業者もあった。10月24日に大型ショッピングモールが開店したため、当商店会は大きな影響

を受け、買回り品は大打撃を受けた。

## ■自動車一般整備

【県内全域】

台風15号に続き19、21号の影響で多くの組合員事業場が被害を受けた。

## ■建設場重

【県内全域】

先月同様にクレーンの稼働状況は安定している。

## ■一般廃棄物処理

【千葉市】

先月が被災廃棄物の対応にて多忙であった分、今月も対応を行ったものの、前月比は若干マイナスの結果となった。

## ■内装工事

【県内全域】

職人不足により仕事ができない中、台風等の影響で仕事の依頼も増加しているが、追い付いていない。

## ■貨物運送

【野田】

台風の影響にあった組合員が何社もあった。

## ■輸出入

【県内全域】

10月の売上は前月比、前年同月にも増加した。

## ◆◆人事異動のお知らせ◆◆

■入職者「11月1日付」

経営支援部主事 中村文彦

## 第71回中小企業団体

### 全国大会開催

全国中小企業団体中央会と鹿児島県中小企業団体中央会は、11月7日（木）、「鹿児島アリーナ」（鹿児島県鹿児島市）において、第71回中小企業団体全国大会を開催した。

今大会は、「新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来〜時空を超えて 舞台は鹿児島から〜」をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等約3千名が参集した。わが国の中小企業、日本経済の力強い成長と発展とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織対策の拡充を図るべく、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性など26項目を決議した。

▼中小企業団体全国大会：毎年一回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指しています。また、総合、組織、金融、工業、商業、税制、労働及びエネルギー・

環境の各分野別に専門委員会を設置し、その時々の中小企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中小企業者の意見が施策に反映されるよう努めています。

### 【大会内容】

#### 祝辞

議事（議案審議・意見発表・決議）  
表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等）  
大会宣言

### 【決議事項】

- Ⅰ. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援等の拡充
1. 持続的な成長と生産性向上に向けた対策の強化
  2. 生産性向上に向けた人材育成の強化
  3. 地方創生推進に向けた対策の強化
  4. 事業承継・後継者育成支援策の拡充と組合支援措置の強化
  5. 中小企業組合・中央会に対する支援の拡充
- Ⅱ. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料の対策推進
1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮

2. 中小企業の人材確保・定着対策
3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定

4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充
5. 外国人材の受入れ体制の整備
6. 雇用保険制度の見直し
7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充
8. 国による職業訓練機能の拡充・強化
9. 社会保険制度等の整備

### Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

1. 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、豪雨・風水害等に対する復旧・復興の更なる推進
2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施
3. 地域の防災・減災対策の強化推進

### Ⅳ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進
8. 海外展開に対する支援の拡充
9. 公正かつ自由な競争の確保

なお、大会の席上、千葉県からは次の方々が表彰された。

- 【優良組合】▽袖ヶ浦給食事業（協）（代表理事）鈴木 実
- 【組合功労者】▽菊地 憲悦（流山工業団地（協）代表理事）



平会長による意見発表

☆地域経済の活性化や地域社会の発展に貢献☆  
**令和元年度 千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」**



**(1) 中小企業表彰 3社**

名称等	表彰の理由（概要）
1 飯田環境クリーン(株) (千葉県資源リサイクル事業(協連))	○廃棄物における環境負荷低減を図る社内体制を構築し、ISO14001の認証を取得し、同業者の模範となっている。 また、煩雑な廃棄物処理に伴うリサイクル情報を正確に排出企業に提供し、顧客のリサイクルに関する法令遵守に貢献している。 ○OJT方式の従業員教育を行い、次世代を担う人材育成に取り組んでいる。
2 協和工業(株) (船橋機械金属工業(協))	○培った技術・豊富な知識を持つ技能者と多様な設備を駆使し、顧客の様々なオーダーに答えている。また、経験とノウハウを生かし、「浮遊微粒子捕集装置」など新製品の開発にも取り組んでいる。 ○いち早く従業員の定年を60歳とし、希望者全員を65歳まで雇用するなど、能力と意欲のある高齢者に活躍の場を開いている。
3 ハイテック精工(株) (千葉鉄工業団地(協))	○全国どこからでも一個からでも注文を受け短期間で納品する「熱処理コンビニ化事業」や工場設備の設計から製造、据え付けまで一貫して対応し、生産性の高いシステムを提供するなど顧客の要望に応え、販路拡大に取り組んでいる。 ○社内で「ものづくり道場」を開設するなど、人材育成・技術向上に取り組んでいる。

**(2) 商店街表彰 2団体**

名称等	表彰の理由（概要）
1 館山市商業協同組合 (所在地:館山市)	○南総里見八犬伝の絵柄を用いた市内共通商品券を発行し、市外への顧客流出を防ぎ固定客化を図り、館山市の商業活性化に寄与した。 ○そのほか、行政と連携した各種プレミアム商品券の発行や地元産品を県内各地でPRするなど館山市域の商業の持続的発展に貢献している。
2 千葉銀座商店街振興組合 (所在地:千葉市)	○歩行者空間の整備、景観整備を行い、来街者の快適な買い物環境を整えている。 ○商店街通りを歩行者天国にしたフリーマーケットなど様々なイベントを実施し、幅広い年齢層を集客している。 ○NPO法人とボランティアが運営する「ちばぎんご図書館」をオープンさせ、赤ん坊の世話ができる「赤ちゃん駅」を用意するなど、子ども連れの親の交流の場を提供している。

**(3) 従業員表彰 3名**

氏名（敬称略）	勤務企業等	業種	所属組合
1 中山 勝 秀	千葉石油(株)(茂原市)	燃料小売業	千葉県石油(協)
2 佐々木 正 人	福井電化工業(株)(市川市)	表面処理加工業	千葉県鍍金工業組合
3 市原 繁 樹	(株)ホリウチ木更津営業所 (木更津市)	建築資材卸売業	木更津総合卸商業団地(協)

◎詳しくは千葉県 HP（ホーム>しごと・産業・観光>商工業>中小企業・産業振興政策>中小企業に対する支援策>千葉のちから「中小企業・小規模企業表彰」）をご覧ください。

## 本会からのお知らせ

本会では、令和元年11月1日に、コンプライアンス規程とコンプライアンス相談通報規程の制定、ハラスメント防止規程の改正を行うにあたり、本会会長からメッセージが発せられました。その内容は以下のとおりです。

### 会長メッセージ

ハラスメント（嫌がらせ・いじめ等）は  
相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ  
職場環境の悪化を招く  
人権に係わるゆゆしき問題です

千葉県中小企業団体中央会は  
ハラスメントを断じて許さず  
すべての職員が互いに思いやりを持ち、尊重し合える  
安全で快適な職場環境づくりに  
取り組んでいきます

令和元年11月1日  
千葉県中小企業団体中央会会長 平 栄三

## インフォメーション

令和元年6月5日時点

### パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

#### 改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化  
～労働施策総合推進法の改正～

#### 施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
  - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
  - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
  - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

## パワハラに関するQ&A

### 職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

### 優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

## 改正ポイント2

### セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化※されます（パワハラ、いわゆるマタハラも同様（2、4も同じ。））  
※ セクハラ等を行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることと**されます  
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます  
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

◎本件に関するお問い合わせは、千葉労働局 雇用環境・均等室（Tel：043-221-2307）までお願いいたします。

国家公務員倫理月間 12月1日～31日

## 企業の皆様へ ～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、御注意ください。

### 禁止行為

企業と「**利害関係**」（契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- 金銭、物品等（祝儀、香典など含む。）の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること（「割り勘」による飲食は可能）

- ※ 利害関係がない場合でも、国家公務員が倫理法違反に問われることがあります。
- ※ これら以外にも禁止される行為があります。（詳細は以下のWEBサイト参照）
- ※ 具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は国家公務員倫理審査会にお問い合わせください。

### ～公務員倫理ホットライン～

国家公務員倫理法令に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344  
(土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15)

【WEB】



- ※ 匿名による通報も受け付けています
- ※ 通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

国家公務員倫理審査会 <https://www.jinji.go.jp/rinri/>